

平 28 年度 ニチハ外装設計補助金交付要綱

ーニチハ株式会社中部営業部ー

1. 目的

本制度は、ニチハ製品を愛知県下及び近県において、ニチハ商品指定柄が使用される建築物を増やすために、公益社団法人愛知県建築士事務所協会と連携し、協会の会員事務所で設計する建物の外壁にニチハ製品が使用されることを目的とする。

ニチハ商品指定柄とは、Fu-ge（フュージェ）、COOL：ミライア、メモリア、とする。

2. 対象物件

ニチハ商品指定柄を使用した公益社団法人愛知県建築士事務所協会の会員事務所の設計する建物で外壁面積が条件に満たしている事（別紙資料参照）。

なお、設計図面に外装材の施工は「モエン標準施工編」による施工と指定して、必ず明記すること。

また、必ず本年度中に外壁の施工が完了し、設計建物外壁工事完了報告書及び完成写真（様式 2）の提出が可能な建物とする。

3. 支援対象者

本制度における支援対象は、ニチハ商品指定柄を使用した建物を設計した事務所とする。

なお、事務所は公益社団法人愛知県建築士事務所協会の会員事務所に限る。

また、申請は 1 事務所 5 棟までとする。

4. 交付申請

本制度の設計補助金交付を希望する者は、設計する建物の確認申請が済んだ段階で、着工前に所定の申請書（様式 1）並びに添付資料をニチハ（株）中部営業部 担当者に提出しなければならない。

その後、外壁工事完了後に設計建物外壁施工完了報告書及び完成写真（様式 2）をニチハ（株）中部営業部 担当者へ提出しなければならない。

5. 補助金の交付

ニチハ（株）中部営業部は補助金の交付申請があった場合、受付け審査を行い、その後設計建物外壁完了報告書及び完成写真（様式 2）の提出を受け、内容が適正と認められる場合について交付を決定し、補助金を交付する。

ただし、予算に限りがあるため申込み順に交付を決定し、予算額の上限に達した時点で交付を終了する。

6. 補助金の額

本制度による補助金の額は、別紙資料とする。

ただし、総額において年度内予算額の範囲内での交付とする。

7. 交付決定の取消

補助金の交付をした後、申請内容が虚偽であることが判明した場合には、ニチハ（株）中部営業部は交付決定の取消をし、交付した補助金の返還をさせることが出来る。

また、本年度中に外壁工事が完了せず設計建物外壁施工完了報告書及び完成写真（様式 2）の提出ができない場合は、交付決定を取り消すものとする。

8. 制度の適用

本制度は平成 28 年 7 月 1 日以降に確認申請の済んだ建物から適用する。

以上